○平成二十五年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件（同一六〇五）
○平成二十五年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件（同一六〇六）
○平成二十五年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十六年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件（同一六〇七）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（同一六〇八）
○土地改良法施行令の規定により、地積に代わるべき地積を定める件及び土地改良法施行令第五十条第八項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地積を定める件の一部を改正する件（同一六〇九）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（**経済産業**一三八）
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（同一三九）
○福島原子力事故影響対策特別交付金交付規則（同一四〇）

三五

三六

○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（**国土交通**四九二）
○船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（**海上保安庁**一一六）
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部を改正する件（**環境**四九）

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（内閣）
内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）
昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一一）

三七

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一六号）（法務省）
1　判事の員数を三二人増加することとした。（第一条関係）
2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三三人減少することとした。（第二条関係）
3　この法律は、平成二五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（内閣官房）
1　内閣審議官の定数を四四人とし、うち二七人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項関係）
2　内閣参事官の定数を六二人とし、うち二一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項関係）
3　当分の間、内閣参事官の定数を六一人とし、うち二〇人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項及び附則第九項関係）
4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一三九号）（内閣府本府）
1　本府に置く参事官の定数を改めることとした。（第二〇条及び附則第八条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第一四〇号）（公正取引委員会）
1　官房に置かれる参事官を一人増設し、その設置期間を定めることとした。（第六条及び附則第二条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第一四一号）（総務省）
1　平成二五年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。
2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令の規定は、平成二五年四月一日から適用することとした。

◇総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令の一部を改正する政令（政令第一四二号）（総務省）
一　総務省組織令の一部改正関係
当分の間各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所にそれぞれ一（北海道管区行政評価局においては四）置くこととされている年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）のうち、各行政評価事務所に置くこととされている地方委員会及び北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会のうち三を廃止することとした。（第一条関係）
二　年金記録確認第三者委員会令の一部改正関係
1　地方委員会のうち、関東管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員一五〇人以内で組織することとし、中部管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員四〇人以内で組織することとし、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員三〇人以内で組織することとした。（第二条関係）
2　地方委員会の庶務は、当該地方委員会が置かれる各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所又は行政評価支局において処理することとした。（第二条関係）
三　施行期日等
1　この政令は、公布の日から施行することとした。
2　廃止された地方委員会の委員である者の任期は、年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日の前日に満了することとした。